

中国におけるフィンテックの発展と規制の動向



明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授 王 京穂

～要旨～

世界の先端を走っているといわれる中国のフィンテックについて、決済、資金運用、個人信用評価とオンライン貸出の各方面の発展をアント・グループのサービスと商品を用いて紹介する。最近注目されているフィンテック企業への規制について、中国当局の動向を中心に解説する。

金融業務を幅広く展開してきた中国フィンテック企業は、予想される規制の下、業務の中心を決済業務に原点回帰すると思われる。ただ、決済技術を組込み型金融のコア・パーツとしての展開や決済プラットフォームのさらなる進化など、フィンテック企業は引き続き大きな発展可能性がある。

1 はじめに

フィンテックは、情報技術と金融サービスを結合した革新を指し、主に以下のように分類できる。

- 1) 伝統金融のインターネット化
- 2) 非銀行の決済サービス
- 3) ビッグデータに基づく信用評価と貸付
- 4) ビッグデータに基づく保険
- 5) オンライン資産運用
- 6) P2P レンディングと P2P 保険
- 7) クラウドファンディング
- 8) ブロックチェーンの応用

中国におけるフィンテックの発展は世界の先端を走っているといわれるが、すべての分野において成功しているわけではない。モバイルペイメントに代表される非銀行の決済サービスの

発展は、人々に多くの利便性をもたらし、決済技術は組込み型金融のコア・パーツとして多くのビジネスと融合し、金融以外の産業にも大きな影響を与えた。オンライン資産運用、ビッグデータを用いる信用評価とオンライン貸付の発展も目覚ましかった。一方、P2P レンディングやクラウドファンディングの分野には、多くの混乱があった。

中国のフィンテックの発展の構造的原因の1つは、不十分な伝統的金融サービスであろう。伝統的金融サービスは人々の需要に対応できないことが、フィンテックの成長の土壌であった。このフィンテックの成長は、銀行への刺激にもなり、銀行の進化の動力にもなった。本稿は、中国を代表するフィンテック企業のアント・グループ¹⁾の事例を中心に、中国におけるフィンテックの発展と最近の規制事情を紹介する。

2 キャッシュレス決済と電子マネー

中国人民銀行(中国の中央銀行、以下人民銀行)によると、2021年、中国の銀行経由のオンライン決済は1,023億回、金額は2,354兆元、銀行経由のモバイル決済は1,512億回、金額は527兆元、非銀行経由のオンライン決済は10,283億回、金額は356兆元である(図表1)。14億の人口で割れば、一人年平均700回以上の非銀行経由オンライン決済を利用していることになる。2022年6月20日時点の為替レートは、1人民元は約20日本円である。

中国におけるキャッシュレス決済の主役は銀聯カードと電子マネーである。銀聯(Union Pay)とは、中国の銀行決済ネットワークで、金融機関へ決済機能を提供するほか、消費者向けに、デビットカードとクレジットカードの決済サービスを提供する。近年、クレジットカードも普及し始めているが、銀聯のデビットカードは、85億枚(2019年末時点)も発行されて、人々の日常生活に浸透している。図表1から、決済金額において、銀行が依然に大きなシェアを占めていることが分かる。

中国の電子マネーは、QRコード決済に代表される少額決済のAlipay(アリペイ、中国語:支付宝)とWeChat Pay(ウィーチャットペイ、中国語:微信支付)がある。非銀行経由オンライン決済において、両者の市場シェアは90%を超えている。

Alipayの誕生は、アリババ傘下のEコマース(以下EC)を運営するTaobao(タオバオ、中国語:淘宝)と深く関係する。Taobaoは、2003年にサービスを始めた頃、売り手と買い手間の信用確立という問題に直面した。海外のネット販売では、買い手の信用はクレジットカード、売り手の信用は店の信用によって担保されるが、当時の中国では、クレジットカードが普及しておらず、Taobaoの売り手に個人が多く、取引成立の前提である信用の確立が困難であった。この問題を解決するために、Taobaoは、取引の成立を担保とする決済手段Alipayを開発した。Alipayにおいて、買い手が資金を売り手ではなく、まずAlipayの口座に払い込み、Alipayが入金を確認した後、売り手が品物を発送し、買い手が品物を受け取った後に、Alipayが資金を売り手に支払う。このサービスは、インターネット上の取引の信用を確立し、Taobaoのその後の成長の土台になった。このようなサービスはエスクローサービスといい、通常、高額資産の取引に利用されるが、IT技術を活用して、少額決済に応用したのは、Alipayが初めてである。Alipayの運営会社はその後スピンアウトし、名称を幾度か変更し、現在アント・グループ(以下アント社)になった。

パソコン利用のために開発されたAlipayは、スマートフォン普及の波に乗って、2008年にモバイル決済に進出した。外出先で便利に使うために、AlipayはQRコード決済をはじめ、多く

図表1 2021年キャッシュレス決済統計

(データ:人民銀行、括弧内前年比)

	取引数(億回)	金額(兆元)
銀行経由オンライン決済	1,023(+16%)	2,354(+8%)
銀行経由モバイル決済	1,512(+23%)	527(+22%)
非銀行経由オンライン決済	10,283(+24%)	356(+21%)

の技術を開発した。利用者は、スマートフォンにアプリをインストールし、Alipay 口座に資金をチャージし、どこでも使えるようになり、まさに財布代わりになった。

Wechat Pay はテンセント社²⁾の決済サービスである。従来、中国では、商用目的以外のネット上の連絡は、テンセント社のインスタントメッセージング QQ が主に使われ、ほとんどの中国人がアカウントを持つと言われるほど QQ が普及していた。2011 年、テンセント社がスマートフォン用の WeChat (ウィーチャット、中国語：微信) をリリースし、QQ の機能と顧客を引き継いだ。2013 年、WeChat に決済サービスの Wechat Pay が追加された。WeChat のユーザーは 10 億人近くいる上、大規模なキャンペーンを展開した結果、Wechat Pay はあっという間に Alipay と肩を並べるようになった。両者は、その後、競いながら発展し、中国の小額決済市場を二分した存在になった。両者のサービスはほぼ同様であり、以下、Alipay を中心に紹介する。

中国におけるキャッシュレス決済の普及の最大の原因は、現金の不便さであろう。人民元の現金は、紙幣最高額面が低く、大量の現金携帯には不便であり、偽札が多く、紙幣の状態もよくない等、現金使用にはかなりの煩わしさがある。お釣りの紙幣状態がひどくて、困ってしまうことは日常茶飯であった。この現金の煩わしさを解決したキャッシュレス決済は、消費者に大きな利便性をもたらした。

事業者にとってのメリットも大きい。消費者への利便性の提供と同時に、現金管理コストの節約、販売単価と売り上げの向上、キャッシャーの効率性等多くのメリットがある。事業者が負担する Alipay 等の手数料率も 0.4% ~ 0.6% 程度で、利益率の低い事業者も負担しやすい水準である。

QR コードの利用も革命的である。専用のカードリーダーがなくても、事業者側にスマートフォンかタブレット端末、極端に言えば、支払先を指定する QR コードさえあれば、入金を受け入れることができる。例えば、レストランのテーブル上に QR コードを置いて、スマートフォンでそれを読み取り、席での会計が簡単にできてしまう (図表 2)。

現金は引き続き使えるため、電子マネー導入のデメリットはあまりないと思われるが、関連する新種の詐欺犯罪はその一つであろう。また、Alipay 等を利用しないと、タクシーが呼べない等の問題もあり、高齢者や外国旅行者にとっては不便な面もある。

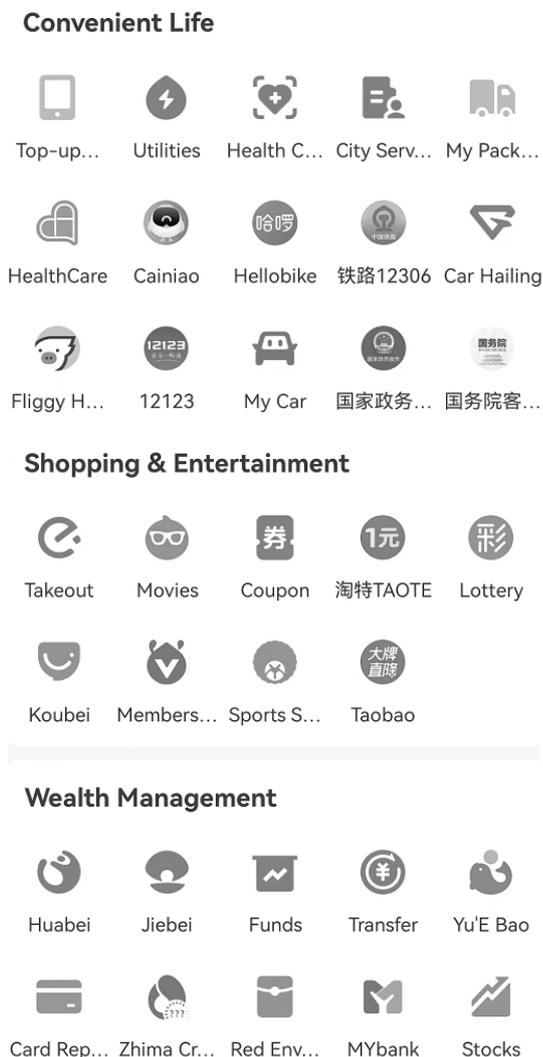
3 組込み型金融とプラットフォーム

EC の支払い手段として開発した Alipay は、その後、支払いのプラットフォームに進化した。支払いの手段として、Alipay (の電子マネー) だけではなく、デビットカードやクレジットカードも利用できるようになった。支払い内容として、EC や実店舗での買い物だけではなく、ほぼ生活全般をカバーする。図表 3 は Alipay (北京市) の英文メニューの一部であり、生活のほぼす

図表 2 レストランのテーブル上の QR コード



図表3 Alipayのメニューの一部



べてに対応している。例えば、生活(Convenient Life)メニューの中の「Utilities」は、電気・ガス料金、水道料金、電話・携帯料金、インターネット・ケーブルテレビ料金の支払いやチャージ、「铁路12306」は鉄道乗車券の購入、「Car Hailing」はタクシー予約、「City Service」は、区役所の手続きや交通罰金手続等のサービスを提供している。買物娯楽(Shopping & Entertainment)には、フードデリバリの「takeout」、映画観劇の「Movies」、宝くじの「Lottery」、もちろん「Taobao」もある。財産管理(Wealth Management)は、ローン、保険、投資信託の購入などの資産運用サービス

を提供している。

水道、電気、ガス等の公共料金や社会保険・運転免許の管理は地域によってシステムが異なる場合があるが、AlipayとWechat Payは地域ごとにこれらのシステムの対応をしている。これらの対応には、膨大な開発費用・人員と時間が投じられた。このようなサービスの実現は、AlipayとWechat Payの資金力があるから可能であり、他社にとっては、高い新規参入障壁になる。このような展開は、AlipayとWechat Payの事業安定性とシェア維持に大きく寄与していると思われる。

インターネットの経済活動において、Alipayはもはや単なる決済のパーツではなくなった。図表3の通り、決済機能を軸に、Alipayは多くの経済活動を自身のプラットフォームの上で展開させることに成功した。Alipayは、インターネット上のビジネスや業務のゲートウェイになったのである。実際、図表2のテーブル上のQRコードは、レストランの注文システムの入り口でもある。スマートフォンでQRコードを読み込むと、店の食事メニューが表示され、画面上注文して食事を終わると、同じQRコードを利用して、テーブルで会計をする。注文受付係とキャッシャーが不要になり、Alipayは、レストランの業務やオペレーションにも組み込まれたのである。

組み型金融とは、フィンテックのサービスは、他のビジネスにパーツとして組込まれ、連携することを意味する。Alipayは多くのビジネスに組み込まれて、それらのビジネスは、Alipayをプラットフォームやゲートウェイとして利用する。支払いの手段は、生活のプラットフォームに進化する、興味深い展開である。

Alipayをプラットフォームとして利用するメリットの1つは、おそらく集客力である。Alipayに集客力があり、Alipayをゲートウェイとして

使った方が顧客集まりやすい。もう1つの重要なメリットは、信用である。デリバリーサービス、映画チケットやタクシー、レストランの予約などの、いわゆる「ドタキャン」等のリスクが伴う業務は、Alipayを組込むことによって、ドタキャンのようなリスクがなくなる。その結果、これらのチャネルの増強をしやすくなり、企業にとって、業務拡大のオプションが増えることになる。Alipayは単なる決済の部品ではなく、信用の部品としても、集客の部品としても機能する。

相互宝は、2018年にAlipay上でリリースされた重大疾病の互助会会員サービスである。対象会員は、対象の重大疾病を患った場合、約200万円または約600万円の医療費を受け取る。これはグループ保険に類似する一種のP2P保険で、加入資格は、Alipayを利用し、信用良好な顧客である。相互宝の特徴は、前払い保険料は不要で、毎月二回決算し、清算分担金は後計算・後払いで、費用は会員全員で均等分担する。通常の保険のような資金蓄積のプールがないため、資金の運用管理機能が不要で、運営上の透明性が高く、コストは抑えられる。保険加入手続きは通常複雑であるが、相互宝はAlipay上で運営されているため、加入手続きが簡単である。この加入しやすさと発売開始時の清算分担金が低いことが人気を呼んで、相互宝が大ヒットした³⁾。この前払い“保険金”不要な仕組みは、おそらく、保険の長い歴史において初めてであろう。Alipayの信用機能を利用したからできたのである。

4 Yu'E Bao ショックと銀行の進化

Alipayのチャージ資金を運用するサービスとして、Yu'E Bao MMF(ユエバオ、中国語:余額宝)は2013年にサービスをリリースした。Yu'E Bao MMFは顧客の資金を銀行大口預金や社債に投資にする一種の投資信託である。随時解約

可能で、その残高で決済もできる利便性に加え、サービス開始時、Yu'E Baoの利回りは、銀行の普通預金よりかなり高かったため、多くの資金がAlipayに流入した。

Yu'E Baoはその後、1つのMMFの商品名から資金運用のプラットフォームになった。現在、Yu'E Baoプラットフォームの上で、Yu'E Bao MMF以外、銀行の普通預金、大口預金、銀行の理財商品や証券会社の投資信託等が購入できる。

Yu'E Baoで顧客は、高利回りで運用し、必要な分だけ随時解約して決済にも使える。Yu'E Baoに比べ、銀行の普通預金が大きく見劣り、多くの資金が銀行から流出した。このことは、銀行に大きな衝撃を与えた。その後、銀行はYu'E Bao等を意識した個人向け商品ラインナップとサービスの強化に努めた。

中国の銀行は元々個人向けサービスに力を入れていた。日本では想像できないが、銀行の窓口は、平日は午後5時半まで開いていて、土曜日曜も営業している。多くの銀行は、ステータスカードを発行し、VIP顧客専用のフロアーを設け、大口富裕層へのプライベートバンキング業務に資源を投入している。一般個人向き商品も多様で、預金以外、外貨業務、投資信託や保険の販売はもちろん、多様な理財商品も販売している。理財商品は、ある意味では社債⁴⁾であり、銀行預金より金利が高く、またリスクに応じた金利も多様である。

Yu'E Bao ショックの影響かどうかは定かではないが、中国の銀行は、フィンテック企業を意識し、デビットカード使用の推進、オンラインサービスの強化とATM機器への投資は非常に熱心である。図表1から、銀行経由のオンライン決済とモバイル決済は取引回数も金額も高い勢いで成長し、金額のシェアや一回当たりの決済金額からも銀行の存在感の大きさが感じられる。銀行の

アプリは、Alipay 等に負けない洗練さと高い完成度を持ち、フィンテック企業との競争は、銀行の個人業務の強化をもたらした。

フィンテック企業に比べ、顧客基盤、ブランド力、安心感、規制への対応等、銀行のブランドは、引き続き強いものがある。多くの銀行は、フィンテック企業と提携関係を結んで、フィンテック企業から新しい発想と先進的 IT 技術の獲得を目指す。銀行のブランド・信用力とフィンテック企業の発想力・技術力の結合は、新しい金融サービスを引き続き生み出す源泉であると思われる。

5 信用評価と少額貸出

多くの決済が Alipay を経由するため、Alipay には決済と購買に関する情報が蓄積される。これらの情報は、通常のマーケティング目的の利用以外、個人や企業の信用評価においても応用されている。

個人信用情報システムとして、人民銀行の下にクレジットセンター(中国語: 征信中心)がある。クレジットセンターで利用している情報ソースは、銀行等からの借入れ、クレジットカード利用、住宅ローンなどの信用履歴情報に、個人の身分証明書情報、税金納付、行政懲罰に関する公的部門が保有する情報も加えられる。銀行との取引情報が必要となるため、クレジットセンターのカバレッジはあまり高くないといわれる。

Alipay が 2015 年に個人信用評価システムのセサミクレジット(中国語: 芝麻信用)をリリースした。セサミクレジットは Taobao 等の EC 利用者 5 億人に加えて、Alipay の登録ユーザー 4 億人のデータをベースに、信用履歴、取引購買履歴、Yu'E Bao の資金滞留状況等を考慮して、個人の信用スコアを算出する。この信用スコアは 350 ~ 950 点の範囲内で分布し、650 点以上

が信用優秀、600 点以上が信用良好、とされる。Alipay は、この信用スコアを利用して、小口貸付やクレジットカードのサービスを展開した。

・ Jiebei (ジェベイ、中国語: 借呗)

Jiebei はセサミクレジットを利用した個人向け少額ローンである。信用スコア 600 点以上で、Alipay と Yu'E Bao の取引履歴があれば、2 万円 ~ 600 万円相当の最長 1 年間の借入枠が付与される。EC サイトには商品購入資金の貸出サービスはあったが、Jiebei の資金は用途制限がない。

中国では、多くの人には小額借入れのニーズがあるが、消費者金融は発達していない。Jiebei は、その空白をうまく埋めたことになる。

・ Huabei (ファベイ、中国語: 花呗)

セサミクレジットの信用スコアが 600 点以上あれば、Alipay 上の仮想クレジットカード Huabei が発行される。この仮想カードには、信用スコア、年齢、消費性向などを考慮して 1 万円 ~ 100 万円相当の買い物枠が設定される。年会費は発生しない。Alipay で決済する際、支払い手段を Huabei にすれば、翌月に指定した銀行や Alipay の口座から資金が引き落とされる。

Huabei の多くの対象者に対してクレジットカードを自動発行する仕組みが革新的である。カードの勧誘や発行のコストが節約できる上、顧客がカード申請して落ちるといった不快な体験も回避できる。初期の Huabei には、延滞が発生した場合、債務者の親戚や友人を動員して返済を促す仕組みがあった。この親戚や友人の特定はアント社が持つビッグデータを利用して行った。この仕組みは、回収率を向上させるが、債務者のプライバシーを侵害するとの批判を受け、その後停止した。

・事業者ローン

(小売り等) 事業者が Alipay の決済システムを導入する場合、アント社はアクワイアラーとして、店舗の入金などを把握する。事業者の経営状態に関して、決算情報だけではなく、毎日の売り上げ等から把握することができる。その上、顧客側の情報も見え、客単価、固定客割合、リピート率なども把握できる。これらの情報を利用して、決算情報中心の銀行より精度の高い信用評価ができる可能性がある。また、データが整備されているから審査が速い。アント社のローンの審査が速いことは有名で、借入を申し込んで、数分で審査が下りるという事例もある。

・オンライン共同貸付

アント社は信用評価データをベースに優良零細企業を選び、銀行と共同でオンライン共同貸付するビジネスも展開している。銀行にとって、個人や零細企業への貸出は小額であるため、信用審査や回収の事務コスト等を考えると、通常採算がとれない。このオンライン共同貸付において、アント社はまずアルゴリズムを利用して、相対的信用度が高い個人や零細企業のプールを作る。銀行は、オンラインでプールから貸出先を選ぶことで、高い事務コストをかけずに、個人・零細企業への貸出が可能になる。アント社の信

用評価アルゴリズムを利用しているため、信用リスクはある程度管理され、銀行にとっては、魅力的ビジネスである。実際、銀行は現地に行く必要がなくなり、アント社が提供したシステムを利用して、オンラインで貸出が完了する(図表4)。

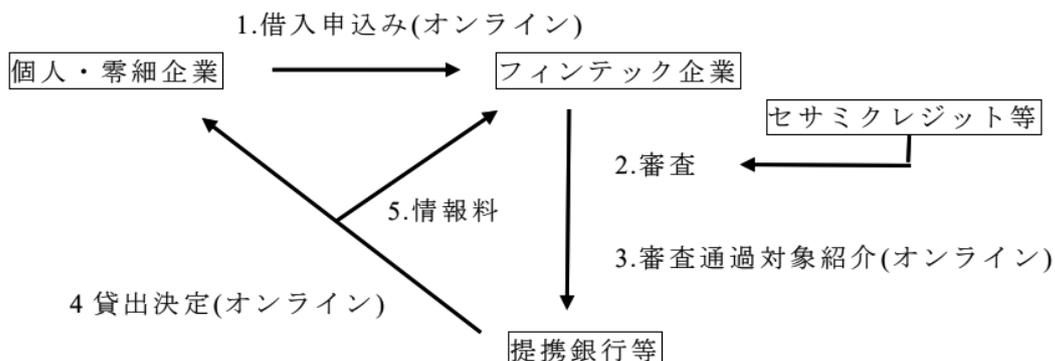
なお、オンライン共同貸付において、信用評価と紹介の対価として、銀行はアント社に情報料を支払う。

6 農村金融への挑戦

農村地域への少額貸付は、地域的な分散、農民の金融知識の不足、返済期限の順守や返済意欲等のリスクがあるため、収益化は困難である。アント社は、この農村金融にも挑戦した。

アリババには、地方政府と協力して構築した「農村 Taobao」というネットワークがある。多くの村に、農村 Taobao のパートナーがいる。Alipay は、このパートナーを中心に、地元の行政等とも協力し、ネットワークとデータを整備した。Alipay は地域対応のサービスのメニューを開設し、通常の決済サービス以外、役所窓口手続きとその予約受付、公共料金支払い、公共交通、文化生活、教育関連等のメニューも提供する。このようなサービスを通じて、農民の活動をオンライン化、データ化する。また、地元の農業

図表4 オンライン共同貸付の仕組み



中核企業からは、取引農家の取引データや養殖データ、一部の農業保険会社から保険データの提供をも受ける。

・用途限定融資

農村不良債権の最大の原因の1つは資金の流用である。例えば、種子の購入のために借りた資金を車の購入や家の改築に流用し、その結果、返済ができなくなる。このような流用を抑制するために、資金用途に制約をかける仕組みを編み出した。例えば、Alipay 上の農業資材 EC サイトでの使用を前提に Alipay 上の貸出をし、資金用途を限定する。農機具購入のために借りた資金は、農機具しか購入できない、種買い付けのための資金は、対象の種しか買えない、という仕組みで資金用途を管理する。農家の活動の上流や下流まで管理することで、貸出のリスクを抑える試みである。

・養殖評価モデル

先進的な試みとして、例えば、養豚業において、画像認識と IoT 技術を利用し、豚の顔認証をし、その運動軌跡、体重、体温、出荷日数と肉の質などを記録する。これらのデータと機械学習のアルゴリズムを利用して、農家の養殖能力を分析し、その事業の安定性を予測する評価モデルを開発した。モデルを利用して、養殖農家の今後数か月間の収入を予測し、その返済能力を評価し、短期貸出の判断をする。

・栽培物評価モデル

養殖と類似的であるが、天候について、地域の気象データ等を利用して、数か月先の温度、日照、湿度と対象農産物の出来具合を予測する。農産物の市場価格の変動も考慮し、栽培農家の今後の収入を予想し、貸出のリスク評価に利用する。

対象の農産物について、100 品目以上のモデルが作られたという。水稻、小麦、トウモロコシ、大豆などのレギュラーものから、唐辛子、ゴマ、タバコなどの珍しい作物までカバーする。

このような仕組みを応用すると、調査や回収のコストを節約できる上、伝統的金融機関が収集できなかったデータを手に入れ、農家のリスクをより正確に把握し、その結果、少額貸出の採算性が向上すると思われる。

7 規制動向

フィンテック企業のイノベーションは、伝統的金融サービスが実現できなかった金融サービスの利便性と包摂性の向上に貢献し、銀行等の伝統的金融機関にも刺激を与えながら、金融サービス全体の成長をもたらした。その果実として、フィンテック企業自身も大きく成長した。アント社は、最も先進的なフィンテック企業と評価され、世界からも注目された。

アント社は、2020 年 11 月の上海証券取引所と香港証券取引所への同時上場を予定していた。上場で、約 300 億米ドルの新規調達をし、会社の時価総額が 2,000 億米ドル以上とも推定され、まさにフィンテックの巨人と評価された。上場審査の目論見書によると、アント社の 2020 年の 1 月から 6 月までの半期の営業収益は、725 億元である。その内訳は、決済が 35.9%、貸付が 39.4%、資産運用が 15.6%、保険が 8.4%、その他が 0.8%である。金融業務から上がる収益がほとんどであるが、アント社は金融規制を受けない IT 企業として上場することになっていた。

金融当局は、フィンテック企業の発展と貢献を評価する一方で、巨大化したフィンテック企業の金融業務が、金融システム全体の安全性、公正性と公正競争などへ影響していることを意識し始めた。これは、中国だけではなく、世界的

な課題である。国際決済銀行（以下 BIS）は、膨大な顧客とデータを持つフィンテック企業が金融における存在感が高まり、金融システム上のリスク要因になる可能性があると指摘した。フィンテック企業は決済業務だけではなく、個人や中小・零細企業への融資や資産運用などの分野にも進出し、存在感を高めている結果、市場支配力の集中やデータの管理に関する新たな課題を生み出し、当局にとって重視すべき存在であると BIS が指摘した。巨大フィンテック企業の金融業務への監督や規制について、金融当局、競争規制当局と個人情報保護当局の連携が必要であるとした。

フィンテック企業やテクノロジーの発展による金融システムに対する影響について、中国当局は、具体的に以下の5つの問題を意識している⁵⁾ という。

・ネットワークの影響

中国の銀行のオンライン取引の割合は90%以上に達し、インターネットに高度依存している。インターネットの環境下、リスクの波及はより速く、影響が大きくなる。

・公平市場競争

フィンテックやIT企業は、データ上の優勢を利用して、公平競争を阻害し、不当な利益を得る可能性がある。新規参入の阻害、データ収集方法の合法性、データ公開拒否、顧客の不当誘導などの問題に注視している。

・新しいTBTF問題

数社の企業は、非銀行決済業務において支配的な地位にあり、インフラ的存在になっている。これらの企業は、広い金融業務やその他の業務を経営し、新しいtoo big to defaultの問題を生み出す。

・データ権益

現在、データの財産権の帰属に関する明確な

法律はなく、実質的に、フィンテック企業はデータを管理・利用する。データの権利・権益の帰属問題を早く明確にする必要がある。

・データの国際流通

国境を超えるデータ流通について、所有権が管理され、安全に流通する環境づくりに、各国の協力が必要である。

2020年11月3日、上場予定日の2日前、アント社は、「会社に対する管理監督環境に変化があり、会社の業務構成やビジネスモデルに重大な影響が発生する可能性がある」とし、上場延期を発表した。

中国には、インターネットと伝統産業を融合させる「インターネット+」という国家戦略がある。この戦略において、IT企業やフィンテック企業は、イノベーションを起こす主役として期待されている。実際、フィンテック産業は中国の国際競争力の一部分を構成しているし、伝統産業の進化においても、重要な役割を果たしてきた。フィンテック産業と当局との関係は良好であると思われてきたが、アント社の上場延期は、当局の姿勢の変化のシグナルとして捉える見方が多い。

図表5は、中国当局のフィンテック企業に対する規制の時系列である。Yu'E Bao MMF や類似商品に対して、2017年から預入上限は2度下げられ、100万元から10万元へと削減された。1日の預入・解約可能金額に関しても上限を導入した⁶⁾。

決済事業に関して、以前、チャージ資金の運用は発行会社が行っていたが、2019年に人民銀行は、チャージ資金の全額を、指定の当座預金口座に預けるように要求した⁷⁾。

2021年6月、銀行保険監督管理委員会（日本の金融庁相当、以下銀保監会）は、インターネット保険業務の監督管理方法を公示し、インター

図表5 フィンテックへの規制の時系列

2017年	MMF ファンドに関する規定
2019年	チャージ資金管理に関する規定
2020年	商業銀行のオンライン共同貸付に関する規定 オンライン小口貸付業務に関する規定
2021年	個人信用調査機関に関する規定

ネット上の保険類似業務の展開において、保険のライセンスの取得を要求した⁸⁾。一方、相互宝自身の構造的な問題もあり、2021年12月、アント社は、相互宝業務の停止を発表した。

オンライン貸付に関して、アント社の2020年6月末の消費者向けローン (Huabei と Jiebei 等) 残高は1.7兆円で、事業者向けローン残高は4,217億元である。この貸付の多くは、オンライン共同貸付である。オンライン共同貸付において、アント社の資金拠出分は数%程度で、主な資金は協力銀行の貸付や証券化で調達した資金である。この共同貸付の信用リスク評価において、アント社とその信用評価モデルは核心的存在であるが、アント社に何らかの金融規制も受けていない。

当局は、オンライン貸付業務について、ビッグデータに基づくリスク評価や業務フローのオンライン化を評価しているが、ブルーデントなリスク管理、資金用途のモニタリング等は不十分であるとした。銀保監会は、2020年7月に「オンライン貸付管理方法」、2021年2月に「オンライン貸付業務の更なる規範化の通知」を公布し⁹⁾、銀行に対して、オンライン貸付におけるリスク評価や審査・承認を独立に行い、(フィンテック企業等の) 協力機関に過度に依存しない原則の確立を求め、共同貸付の上限枠管理を要求した。共同貸付に参加する銀行に対して、1) 協力機関の貸付比率は30%以上、2) 銀行の貸付残高

は、1 協力機関あたり銀行の Tier1 資本の25%以下、3) 共同貸付の総残高は、銀行全貸付残高の25%を超えない、と量的指標を規定した。また、地域ライセンスの銀行に対して、登録地域を跨るオンライン貸付を禁止した。

これらの規定は、共同貸付に参加する銀行に対する規制であるが、現状のオンライン共同貸付のビジネスモデルをある意味で否定したものになると思われる。

オンライン共同貸付におけるアント社側の出資主体は、傘下の小口貸付会社2社である。小口貸付会社は、地方に登録され、地方政府からのライセンスで、中小・零細企業や個人向けの貸付業務を行う。この小口貸付会社の業務に対して、2020年11月、中国人民銀行・銀保監会は、共同で「オンライン小口貸付業務管理暫行方法 (意見請求案)」を公開した¹⁰⁾。この案は、小口貸付会社によるオンライン貸付は、登録地以外では不可と規定し、また、資金調達について、調達残高は純資産の4倍を超えない等の借入規制をし、規模に応じた資本金を要求する。貸付残高に関して、具体的な上限指標を明示した。

アント社傘下の小口貸付会社は地域のライセンスしか持っていない。今後の全国展開に際して、それぞれの地域に子会社を作り、ライセンスを取ることになる。

当局の一連の動きは、いわゆる「フィンテックに対する管理監督環境」の変化の一つである

と考えられる。

8 データ収集と個人情報保護

データ収集と個人情報保護について、中国では、1992年に金融機関による個人情報保護の義務を定める法律が制定された。2005年以降、アンチマネーロンダリング、消費者権益保護、個人信用調査等に関する法律¹¹⁾が制定され、2021年に、データ安全法と個人情報保護法¹²⁾が制定された。一方、最近では金融サービスやアプリの利用における個人情報の過度収集や不当競争等の問題が顕在化した。アプリの「マイク権限の濫用」、「写真へのアクセス」、「アドレス帳の過度な収集・使用」、「広告を閉じる選択肢の隠蔽」等が社会的問題にもなった。これらの問題に対処するために、当局も本格的に動き出した。ここでは、アプリのデータ収集に関する工業和信息化部（日本の総務省相当、以下工信部）の具体的な動きを紹介する。

2021年2月、工信部は、「アプリによる個人情報収集の必要最低限の評価規範」¹³⁾を公表した。規範は、図表6のように、スマートフォン内の個人情報項目を16分類した上、各種アプリにおける必要最低限のデータ収集範囲を明示した。例えば、位置情報について、ホテル予約アプリがアクセスできる範囲、フードデリバリアプリがアクセスする範囲、動画視聴アプリがア

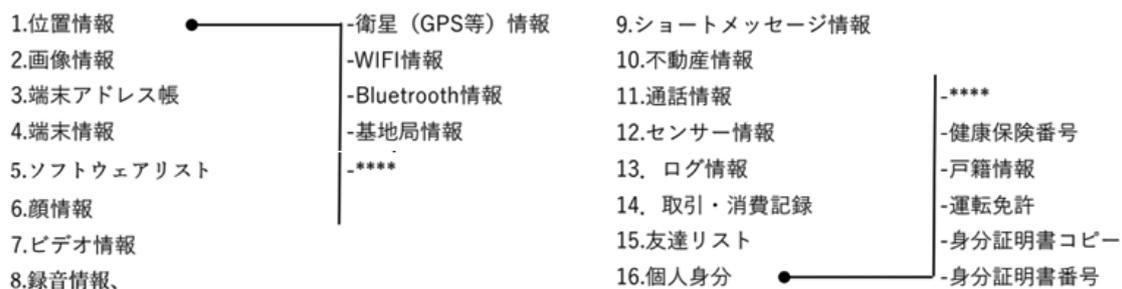
クセスする範囲を明示し、個人身分の情報について、越境ECアプリが要求できるデータ、出店手続き時に要求できるデータ、交通違反手続き時に要求できるデータについて、各種アプリにとっての必要最小限の個人情報の範囲を明確化した。また、データ収集に際して、ユーザーの認識と同意を得ることも要求した。

工信部は、主要なアプリに対して、この規範の順守に関する検査を行い、問題アプリの具体的問題を指摘し、改善を要求する。2020年12月時点で、中国市場に345万のアプリがある。2021年1年間、工信部はその内の208万のアプリに対して検査をし、514のアプリに対して使用禁止の処分をし、1,549の問題アプリに対して、実名と問題を公表し、修正を要求した。

問題アプリは、証券業務、アンチウイルス、オンラインミーティング、動画チャンネル、インフルエンサーチャンネル、ゲーム、教育塾チャンネル、医療健康チャンネル、ホテル、不動産売買仲介等広く分布している。なお、この検査は持続的に実施している。この規模のアプリ検査体制と実施は、世界的に見ても他の国にはない。中国のアプリが世界で最も安全なアプリとなる日は、そう遠くないであろう。

個人信用評価における個人情報の収集と利用において、人民銀行は、違法な事業者による個人信用調査業務への参入が増え、データ所用者の

図表6 スマートフォン内の個人情報項目の分類



利益が損なわれるリスクが存在すると指摘した。2021年9月公示の「征信業務管理弁法¹⁴⁾」において、人民銀行は、信用評価会社のデータ取得に対し、「必要最低限」を要求し、過度な採集を禁じた。また、信用情報の収集・利用における乱用を防止するため、個人・法人の知る権利、同意する権利、異議を申し立てる権利、訴える権利を保障する。人民銀行が個人信用調査業務のライセンスを付与するプロセスにおいて、データ収集や利用に対する検査や規制が行われると思われる。

中国では、個人信用調査業務のライセンスを持っている会社は、2社だけである。このライセンスがなければ、金融機関に対して信用調査のサービスを提供することはできない。アント社側にはこのライセンスがなく、銀行に信用情報を提供して展開するオンライン共同貸付の継続には、ライセンス取得の必要があるといわれる。フィンテック企業の信用評価事業の展開において、データ面では有利であるが、データ収集と個人情報保護の視点から考えると、ライセンス取得のハードルはそれなりに高いと思われる。

なお、アント社などが保有する膨大な信用情報について、本体から切り離しをするなどの検討はされている、との新聞報道がある。

9 まとめ

アント社等のフィンテック企業の実践は、テクノロジーがどのように金融を変えられるか、という可能性を世界に見せた。消費者や中小・零細企業に利便性を提供し、決済技術を軸に、いわゆるプラットフォーム経済の構築に大きく貢献したことは、高く評価されるべきである。一方、フィンテック企業の重要性が高まり、金融や経済のインフラになってしまった以上、規制や監督の対象になる運命からも逃れることはできな

い。

当局は、フィンテック企業について、

- ・コーポレートガバナンスが不完全
- ・法令遵守意識、管理監督・コンプライアンスが不十分
- ・有利地位を利用した競合他社の排除
- ・消費者の合法的な権益の侵害

等の問題点を指摘した。アント社が展開している金融業務について、

- ・本業の決済業務への回帰
- ・個人信用調査業務のライセンスの取得
- ・金融持株会社を設立し、管理監督を受け、資本金を充実させる

との方向性を示している。

今後の管理監督政策について、人民銀行は、「監督当局は、今まで通りにフィンテック企業が実体経済へのサービス及びプルーデンス規制上の要求を遵守する前提の下、産業構造変化の重要な原動力としてフィンテック業務を後押しする」としている。また、フィンテック企業に対して、独占・不正競争への規制を強化し、全ての金融事業におけるライセンス取得を要求する一方、知的財産権保護と起業家精神を奨励し、活力と創造力の活発化を引き続き促していくとしている。

アント社は、基本的に、決済業務は問題ないようであるが、それ以外の業務は規制を受けて再構築することになるだろう。原点回帰である。ただ、3で議論した通り、決済技術を組込み型金融のコアとして展開した金融プラットフォームは、インターネット経済と実経済への貢献は計り知れない。今後、この分野における発展は依然大きな可能性があると思われる。

2021年3月の全国人民代表大会（日本の国会相当）において、当局は、「金融持株会社とフィンテックへの管理監督を強化し、金融イノベー

ションがプルーデントな管理監督の下で行われるようにする」と表明した。フィンテック産業の環境は、確かに変化したのである。

【注】

- 1) アント・グループ (Ant Group、中国語: 蚂蚁集团) は、アリババグループのフィンテック企業である。
- 2) テンセントは、香港証券取引所に上場する中国のテクノロジー・コングロマリット企業。
- 3) リリースの1年後の2019年末、相互宝会員数が1億人を超えた。2020年末から、退会者が続出し、その後も、会員が減少し続けた。会員減少の原因は、清算分担金の増加が一因であると言われた。また、相互宝において、査定機能がなく、“保険金”支払いの可否は会員投票で決まる等、いわゆる“保険詐欺”のような問題への対応メカニズムにも疑問がある等、商品の仕組みの構造上に問題がある。
- 4) 多くの理財商品は、国営企業や地方政府が中心となっているプロジェクトの証券化によって作り出される社債のようなものである。
- 5) 2021年12月のシンガポールでの銀保監会主席郭樹清氏の講演「フィンテックの発展、挑戦、監督と管理」より。
- 6) 証券監督管理委員会 (2017) 「公开募集开放式证券投资基金流动性风险管理规定」。
- 7) 中国人民銀行 (2018) 「关于支付机构撤销人民币客户备付金账户有关工作的通知」
- 8) 銀保監会 (2021) 「互联网保险业务监管办法」
- 9) 銀保監会 (2020) 「商业银行互联网贷款管理暂行办法」、銀保監会 (2021) 「关于进一步规范商业银行互联网贷款业务的通知」
- 10) 人民銀行・銀保監会 (2020) 「网络小额贷款业务管理暂行办法 (征求意见稿)」
- 11) (2006) 「中华人民共和国反洗钱法」、(2013) 「中华人民共和国消费者权益保护法 (修正)」、国

務院 (2013) 「征信业管理条例」

- 12) (2021) 「中华人民共和国数据安全法」、(2021) 「中华人民共和国个人信息保护法」
- 13) 工信部 (2021) 「App 收集使用个人信息最小必要评估规范」
- 14) 人民銀行 (2021) 「征信业务管理办法」

【参考文献】

- Frederic Boissay, Torsten Ehlers, Leonardo Gambacorta and Hyun Song Shin “Big techs in finance: on the new nexus between data privacy and competition”, BIS Working Papers, 2021.10
- 関根栄一・宋良也「アント・グループの上場延期とその背景－中国の金融系プラットフォームへの規制強化を巡る議論」『野村資本市場クォーターリー』2021 Spring
- 金晶「フィンテックと農村金融－中国アントグループの事例」『明治大学専門職大学院修士論文』2021年1月
- 楊思源「インターネット行動データに基づく個人信用評価モデル」『明治大学専門職大学院修士論文』2021年1月
- 王京穗「中国フィンテック事情－モバイルペイメントとその周辺」『サービソロジー』2019年

おう きょうすい
中国の投資銀行、日本興業銀行、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー、NTT データを経て現職。
【専門】
金融工学、リスクマネジメント、行動ファイナンス
